

## 既設ウラン棒状燃料を棒状燃料貯蔵設備Ⅱに移動することの規制上の取扱いについて

既設の棒状燃料収納容器の改造に伴い、貯蔵しているウラン棒状燃料を新設の棒状燃料貯蔵設備Ⅱに移動する必要がある。当該燃料移動行為は、以下に示すとおり、これまでのヒアリングにおける整理、他施設の運用等を踏まえて、「工事の一環」として実施したいと考えている。

## (1) これまでのヒアリングにおける整理

STACY第154回ヒアリング（平成31年5月9日）において、当該燃料移動行為は、既にウラン加工施設で同様の取扱作業があることから（下記の(2)参照）、「先行使用」に該当せず、「工事の一環」として実施することで問題ないと整理されたものである。

ヒアリングでの議論を踏まえて、設工認申請書（棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等）の先行使用する目的には、既設ウラン棒状燃料を貯蔵することを記載していない。一方、設工認申請書（棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等、STACYの更新（第4回））の工事の方法（工事フロー）には、既設ウラン棒状燃料を棒状燃料貯蔵設備Ⅱに移動することを明記している。【添付資料1参照】

## (2) 他施設の運用等

- ①「ウラン加工施設に対する規制の進め方について」（平成30年4月25日原子力規制庁）において、既設燃料貯蔵設備の撤去に伴い、貯蔵中の燃料を新設燃料貯蔵設備へ移動する行為は、「工事の一環」として整理されている。

「ウラン加工施設に対する規制の進め方について」（平成30年4月25日原子力規制庁、抜粋）

## 1. ウラン加工施設の活動に対する規制

（中略）

なお、新規制基準に基づき認可を受けた設計及び工事の方法の認可申請書の記載に従い既許可事業者が実施する核燃料物質の取扱等の作業は、工事の一環として実施するものであり、従前どおり、当該設備が設置される建物等も含めた使用前検査の合格処分前でも実施することを妨げない。

（以下、省略）

（注）下線及び太字は、今回の説明のために付けたもの。

「平成30年度第5回原子力規制委員会議事録」（平成30年4月25日原子力規制委員会、抜粋）  
議題2：ウラン加工施設に対する規制の進め方について

（中略）

1 ページにお戻りいただきまして、なお書きでございますけれども、設計及び工事の方法の認可を受けた工事の方法として実施される核燃料物質の取り扱い、これにつきましては、工事の一環として実施されるものでございますので、特にその実施を妨げるものではないというふうな整理をしております。

具体的には、新燃料貯蔵庫を設置して、使用について問題ないことを確認の上で新燃料をそちらに移しかえて、既設の倉庫を撤去すると。これの一連の工事が終わってようやく合格証が出るということでございますので、合格証が出る前の一時使用というふうな形になりますけれども、そういった方法でやってよいというふうな工事の方法の認可が出ておりますので、これは合法であるというふうな整理でございます。

（以下、省略）

（注）下線及び太字は、今回の説明のために付けたもの。

- ②「事業許可又は設置許可を受けた核燃料施設等について先行して一部の施設を使用する場合の手続き」（平成30年12月19日原子力規制委員会）において、上記「ウラン加工施設に対する規制の進め方」は、試験炉を含めた核燃料施設等に対して適用できることを報告している。

「事業許可又は設置許可を受けた核燃料施設等について先行して一部の施設を使用する場合の手続き」（平成30年12月19日原子力規制委員会、抜粋）

**参考**

新規制基準に基づき設置許可（事業許可）を受けた核燃料施設等に対する設工認及び使用前検査に関する法令上の規定とこれまでの運用

（中略）

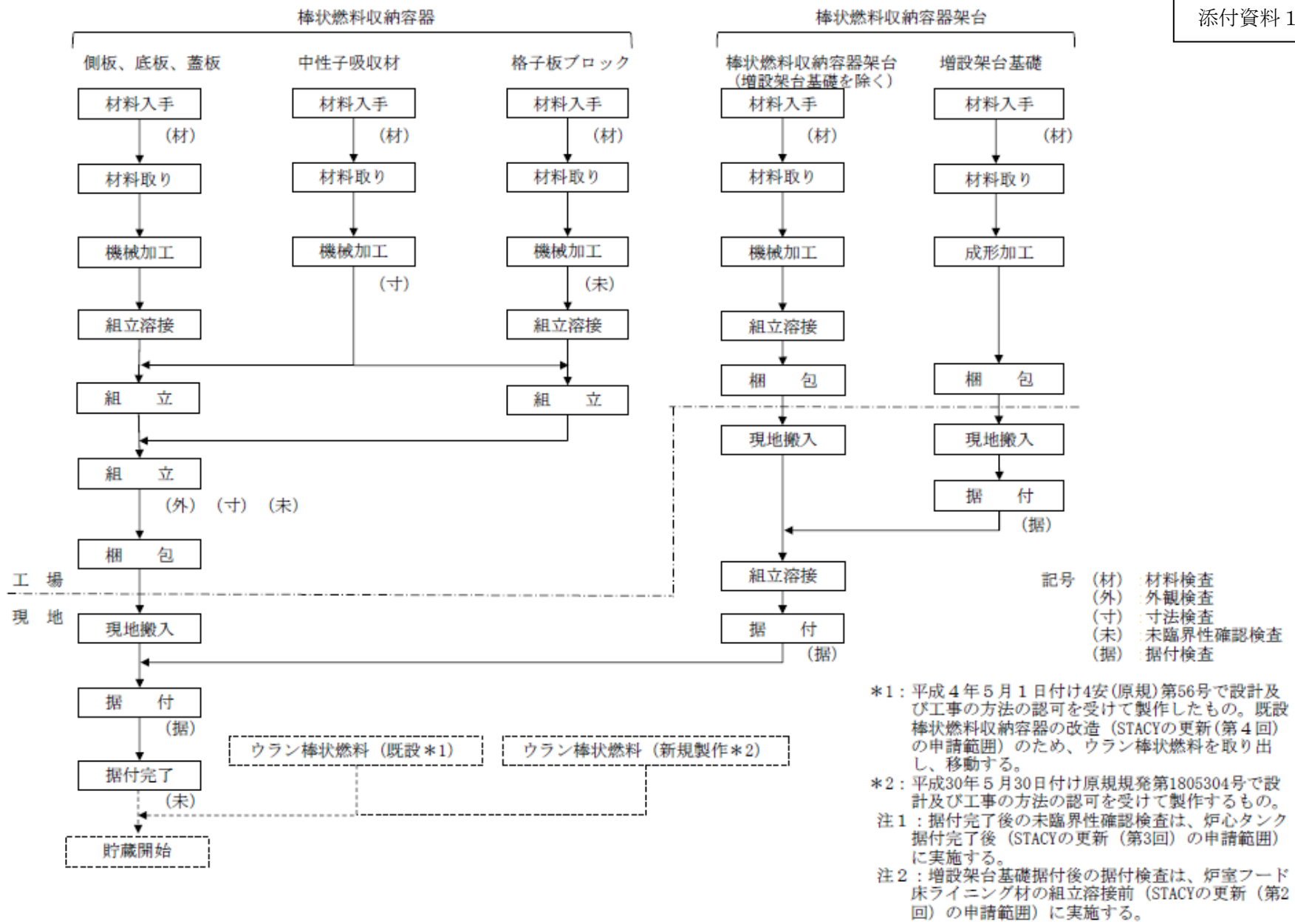
（2）これまでの運用

（中略）

なお、施設の使用に向けた工事の一環とした利用や試験利用については、設工認申請の「工事の方法」に記載することで当該記載の範囲で利用できることとしている（平成30年4月25日原子力規制委員会より報告）。

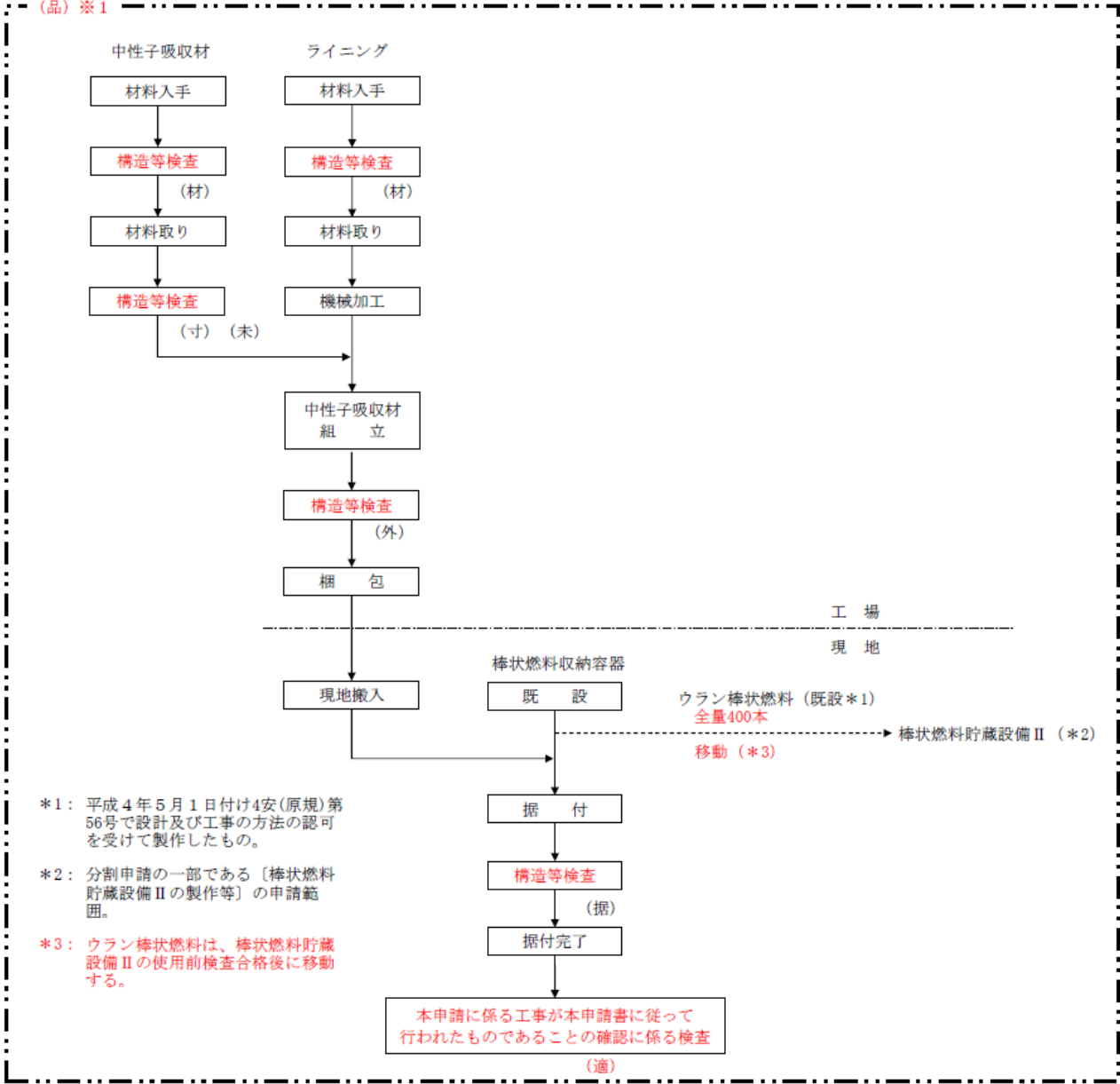
（以下、省略）

（注）下線及び太字は、今回の説明のために付けたもの。



棒状燃料貯蔵設備Ⅱの工事フローシート

(設工認申請書 (棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等) から抜粋、令和元年12月23日付け原規規発第1912231号で認可)



**【凡例】**  
**構造等検査**  
 (材) : 材料検査  
 (外) : 外観検査  
 (寸) : 寸法検査  
 (据) : 据付検査  
 (未) : 未臨界性確認検査

本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査  
 (適) : 適合性確認検査  
 (品) : 品質マネジメントシステム検査

※1 : 品質マネジメントシステム検査は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

棒状燃料収納容器の工事フローシート

(設工認申請書S T A C Yの更新 (第4回) から抜粋、今後赤字箇所を追記して補正予定)